

## 字名の取り扱いについて

- 1 新町での字の名称は、各町の合併時の字の名称とする。
- 2 新町において地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条の規定に基づき公布する条例、規則その他の規定における字名の表記は、会見町の例によることとする。

平成15年3月4日提案

西伯町・会見町合併協議会  
会長 坂本 昭文

(参考)

- 1 両町の字名には、重複するものはない。

西伯町・・・32

東町、西町、境、福成、清水川、阿賀、原、北方、猪小路、与一谷、鍋倉、西、絹屋、倭、法勝寺、落合、福頼、掛相、馬佐良、鴨部、馬場、徳長、武信、道河内、伐株、能竹、下中谷、上中谷、大木屋、中、八金、東上

会見町・・・18

天萬、三崎、寺内、宮前、田住、諸木、円山、福里、浅井、高姫、井上、御内谷、金田、市山、朝金、池野、鶴田、荻名

- 2 条例等の公告式における地名の表記例は次のとおり。

西伯町役場位置設定条例(昭和31年11月17日条例第2号)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第4条第1項の規定に基づき、西伯町役場の位置は、西伯郡西伯町**大字**法勝寺377番地1とする。

会見町役場の位置に関する条例(昭和31年1月27日条例第25号)

会見町役場の位置は、次のとおりとする。

鳥取県西伯郡会見町天萬558番地

## 新町建設計画の作成について

- 1 新町建設計画は、平成15年度中に作成することとする。
- 2 新町建設計画の名称は、まちづくり委員会の意見を聴いて決定することとする。

平成15年3月4日提案

西伯町・会見町合併協議会  
会長 坂本 昭文

## (参考)

### 1 新町建設計画作成の意義

#### (1)「新町建設計画」とは？

市町村の合併の特例に関する法律（以下「特例法」とします。）には、市町村が合併する際、「市町村建設計画」を作成すべき旨が規定されています（特例法第5条第1項）。  
これがいわゆる「新町建設計画 = 通称まちづくり計画」です。

#### (2)新町建設計画の作成主体は？

新町建設計画は、**合併協議会**が作成することとされています。（特例法第5条第3項）

#### (3)新町建設計画には何を織り込むのか？

新町建設計画作成に当たっては、次の事項について定めなければなりません。（特例法第5条第2項）

**新町の建設の基本方針**

**新町又は県が行う新町建設の基幹となる事業に関する事項**

**公共的施設の総合整備に関する事項**

**新町の財政計画**

#### (4)新町建設計画作成に当たって留意すべき事項は？

新町建設計画を策定する際には、**あらかじめ県知事に協議**しなければなりません。

（第5条第3項）

新町建設計画を作成したときは、**公表**しなければなりません。（特例法第5条第4項）

併せて、**総務大臣と県知事に送付**しなければなりません。（特例法第5条第4項）

なお、新町建設計画を変更する場合も同様です。

また、先行合併地域では、可能な限り多くの住民の声を反映させるため、**住民参画の手法を用いる例**が多く見受けられます。

#### (5)新町建設計画は、合併協議会が作成することとされているが、合併後(合併協議会解散後)には変更できないのか？

合併後には、新町の長が議会の議決を経て変更することができます。

#### (6)両町が策定している総合計画との関係は？

現在両町が策定している総合計画は、あくまでも両町がそれぞれ独立していることを前提にして作成されたものであり、合併に伴う諸調整の過程で、内容の取捨選択が行われるので、内容の全てが継承されるものではありません。

また、新町建設計画は、合併という特別な事業を行う時期に、その必要性の範囲で作成されるものであり、現在の総合計画に盛られた要素が全て網羅されるものではありませんので、合併後、総合計画として再構築することも考えられます。

### 2 新町建設計画と合併特例債

#### (1) 合併特例債とは？

通常、地方公共団体は公営企業、貸付事業、地方債の借換え、災害関係及び厚生施設、消防

施設、土木施設建設など一定の範囲の事業目的以外には地方債を発行することが認められていません。(地方財政法第5条)

しかし、**合併を円滑に行うために必要な事業に要する経費**であれば、これら以外の事業目的であっても、**その財源として地方債を発行することができます**。(特例法第11条の2第1項)

これが「**合併特例債**」と呼ばれる起債です。

なお、国庫補助事業の地方負担額(いわゆる「補助裏」)や基金の積み立てについても対象となります。

## (2) 合併特例債の適用期限は？

合併した日が属する年度及びその後の10か年度です。(特例法第11条の2第1項)

ただし、**平成17年3月31日までに合併した場合**に限られます。(特例法附則第2条)

## (3) 合併特例債の償還に対する支援は？

**元利償還金の7割**が普通交付税として交付されることとなっています。(特例法第11条の2第2項など)

### 3 市町村の合併の特例に関する法律における新町建設計画に関する規定(抜粋)

(市町村建設計画の作成及び変更)

第5条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

(1) 合併市町村の建設の基本方針

(2) 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項

(3) 公共的施設の総合整備に関する事項

(4) 合併市町村の財政計画

2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。

3 合併協議会は、市町村建設計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

4 合併協議会は、前項の規定により市町村建設計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。

5 総務大臣は、前項の規定により市町村建設計画の送付があった場合においては、直ちに、これを国の関係行政機関の長に送付しなければならない。

6 (略)

7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。

8～10 (略)

(地方債の特例等)

第11条の2 合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業又は基金の積立のうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費(次項において「特定経費」という。)については、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方財政法第5条各号【地方債を財源にすることができる歳出費目：事務局注】に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

(1) 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために  
行う公共的施設の整備事業

(2) 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備  
事業

(3) 合併市町村における地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域であった区域  
における地域振興等のために地方自治法第241条の規定により設けられる基金の積  
み立て

2 特定経費の財源に充てるために起こした地方債(当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることができるものを除く。)で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところに

より、当該合併市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

- 3 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が市町村建設計画を達成するために行う事業又は基金の積立てに要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

附 則

(失効)

**第2条** この法律((中略))は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。

#### **4 地方財政法における地方債の制限に関する規定(抜粋)**

(地方債の制限)

第5条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。

ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもってその財源とすることができる。

- (1) 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「**公営企業**」という。)に要する経費の財源とする場合
- (2) **出資金**及び貸付け金の財源とする場合(出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。)
- (3) **地方債の借換え**のために要する経費の財源とする場合
- (4) **災害**応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
- (5) 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の**公共施設又は公用施設**の建設事業費(公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。)及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。)の財源とする場合

## 2 町の総合計画における基本理念

区 分	西伯町	会見町
基本理念	人と自然と文化のふれあう 「田園文化都市さいはく」	みどりと豊かな心が響き合う町 あいみ
主要施策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自然と調和したまちづくり（環境、調和）</li> <li>2. 心豊かな人が育つまちづくり（人）</li> <li>3. 安らぎあるまちづくり（福祉）</li> <li>4. 活力あるまちづくり（産業、躍動）</li> <li>5. 交流連携のまちづくり（ふれあい）</li> <li>6. みんなで進めるまちづくり（参加）</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 快適で安全な、住みよい生活空間づくり</li> <li>2. 心身ともに健康で、生きがいのある暮らし作り</li> <li>3. お互いの人権を尊重し、豊かな文化と個性あふれる人づくり</li> <li>4. 明日を拓く、魅力ある産業づくり</li> <li>5. 効率的な行政運営と着実な計画の推進</li> </ol>

<p>主要施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>7. 自然と調和したまちづくり</li> <li>8. 心豊かな人が育つまちづくり</li> <li>9. 安らぎあるまちづくり</li> <li>10. 活力あるまちづくり</li> <li>11. 交流連携のまちづくり</li> <li>12. みんなで進めるまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6. 快適で安全な、住みよい生活空間づくり</li> <li>7. 心身ともに健康で、生きがいのある暮らし作り</li> <li>8. お互いの人権を尊重し、豊かな文化と個性あふれる人づくり</li> <li>9. 明日を拓く、魅力ある産業づくり</li> <li>10. 効率的な行政運営と着実な計画の推進</li> </ul>
-------------	---	--



両町の特徴および取り組みの現況について

項目	現	況
	西 伯 町	会 見 町
両町の特徴	東西 8 km、南北 1 7 km、面積は 8 3 . 0 8 平方 km で面積規模は県下 1 7 番目の中規模の町です。標高は平坦部が 2 0 ~ 8 0 m、山間部が 8 0 ~ 3 5 0 m で、森林面積が約 7 9 % を占め、宅地は 1 . 8 % と少なく典型的な農山村といえます。化繊は日野川水系の法勝寺川と東長田川が流れ、町の中心で合流し古くは宿場町として栄え、集落が流域を中心に分布しています。道路は幹線として国道 1 8 0 号線が町の中央を南北に走り、これに主要地方道、町道が縦横に接続しています。	東西約 7 . 4 km、南北約 5 . 8 km で、面積は 3 0 . 9 5 平方 km で、総面積の 6 5 . 5 % を林野が占めています。 河川は東南から北西に流れる朝鍋川と南から北に流れる小松谷川が町の中央で合流し、一級河川の日野川の支流法勝寺川に接続し、日本海に注いでいます。 道路は町の中央を南北に横断する主要地方道溝口伯太線に他の県道が縦横に入り組み、米子市、日野郡、島根県へ通じる幹線道路となっています。
地形		
人口	昭和 3 0 年の合併当時には、8 , 9 0 3 人でありましたが、その後大幅な人口の流出が進み高度成長の絶頂期にあった昭和 4 5 年には、7 , 3 5 3 人まで落ち込みましたが、同年より分譲の開始された米子ニュータウンなどの諸施策により人口が増加し、昭和 6 0 年には 8 , 7 0 2 人まで回復しました。その後、平成 7 年には 8 , 3 6 6 人となり年々減少して来ています。また年齢別構成を見ますと、6 5 歳以上の人口は、年々増加し高齢化が進行しています。1 5 歳未満の人口は年々減少し少子化が進行しています。1 8 歳から 4 4 歳までの人口がその他の年齢と比較すると著しく減少しています。	町制が施行された昭和 3 0 年の 4 , 7 6 9 人を最高に、その後は年々減少を続け、昭和 5 0 年には 3 , 6 6 0 人と最低を記録しています。しかし、その後は「円山団地」造成の影響もあって徐々に増加に転じ、安定した推移を保っていましたが、平成 3 年以降減少化傾向にあり、平成 7 年の国勢調査では 3 , 9 7 9 人となっています。 世帯数については、昭和 3 0 年に 8 3 5 世帯あったものが徐々に増加し、昭和 6 3 年 1 , 0 0 0 世帯を維持しています。 しかしながら、平成 2 年および平成 7 年の国勢調査結果を基に、その間の傾向が今後後も続くものと仮定し、コーホート変化率法により人口予測を試みてみると、平成 1 2 年には

		<p>3,571人となることが予測されます。さらに高齢化率は約25%と4人に1人が65歳以上の高齢者となり、一層の高齢化が進展するものと思われます。</p>
<p>産業</p>	<p>(農業) 農業を取り巻く環境は、主産物である米の価格低下と減反面積の増大や米の関税化等の国際化の波、農産物に対する消費者ニーズの多様化など諸情勢の変化の中で、農業従事者の減少、高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加など深刻な問題となっています。</p> <p>反面、農地は人々の命の源である食糧を生み出す貴重な場でもあります。加えて本町の大部分を占める中山間地域の水田をはじめとする農地は、水源涵養やダム機能等の国土保全の面からもその意義は近年高まっているところです。</p> <p>このような状況の中、農業や農村を守りそこに生きる人々が物心両面で豊かに暮らしていくためには、農地の公共性を尊重し、有効活用をはかりながら集落の農業団体の組織化や法人化など集落全体で農業を守る取組みや環境に配慮した資源循環型の農業の推進、条件不利地域での農業に対する支援策など、従来にない新たな取組みが求められています。</p> <p>(林業) 本町の約79%を占める森林は、林産物の生産はもとより国土保全など様々な公益的機能を持ち、かけがえのな</p>	<p>(農業) 水田地帯で水稻・葉タバコ、丘陵地では梨・柿・野菜の生産が営まれ、なかでも富有柿は町の特産品として県下でも屈指の生産地となっています。</p> <p>しかし、本町の基幹産業である農業は、零細農家がほとんどで兼業農家が大半を占めています。農家戸数は減少を続け、就業構造は若年層の減少とともに高齢者、女性に依存する傾向が一層進み、農業従事者の高齢化、後継者不足が深刻な問題となっています。また、近年の農業を取り巻く環境は海外からの農作物の輸入自由化や食糧消費の変化、農作物価格および生産資材価格の変動、農業就業人口の減少など大きく変化しています。</p> <p>そのため、生産性の一層の向上を目指し、高品質志向など多様なニーズに対応した農業の自主性、創造性を活かした農業生産を推進していかなければなりません。水稻に農作業の受委託や、果樹、花き、葉タバコ・野菜等を加えた複合経営を推進するとともに、中核となる農家の育成や農地の流動化による規模拡大により、魅力とやりがいのある農業の確立が求められています。</p> <p>具体的な振興にあたっては、平成7年3月に策定された農</p>

い財産ですが、木材価格の低迷、林業従事者の減少、高齢化など厳しい状況となっています。経済的な価値ばかりでなく、公益的な機能を再認識し、積極的な進行が必要になっています。また、森林の持つ機能は水源涵養、生態系維持、大気浄化など多機能を有しており、この恵み豊かな森林の保全のためにも環境にやさしい林業の推進が必要となっています。

(水産業) 法勝寺川の清流で食用、観賞用の鯉の養殖が盛んでしたが減少傾向にあります。現在生業としての漁業家は1戸となっています。また、緑水湖ではヘラブナ、ブラックバス、上流の溪流ではアマゴ、ニジマスなどの釣り人が増加しています。魚の放流、増殖をはじめ、河川活用施設の整備が必要となっています。しかし、漁業権がすべての河川に及んでいることから漁協との連携や調整が、今後の課題となっています。

(商工業) 商業は、スーパーの出店や米子市近郊の大型ショッピングセンターの建設など、町内の消費傾向の変化による購買層の流出が問題となっています。また、高齢化や後継者不足が続き、商店街の現状は危機的状況となっています。一方、大型店にない消費者の多様なニーズに対応できるきめ細やかな商業活動が求められています。市場調査や経営の抜本的改善が必要となっています。そのための指導体制の強化が緊急の課題となっています。

業経営基盤強化促進基本構想を考慮し、地域別、地帯別、作目別に、地域の特性と実態に対応した農業の生産性の向上を図る必要があります。さらに、長期的展望に立った農業生産基盤の一層の整備、新規農作物の導入、地域的な生産組織の育成による地域ぐるみの生産体制の確立を促進し、魅力ある地域社会を構築する必要があります。

(商工業) 商店数は、29店、従業員数80人、年間販売総額11億2,134万円となっています。西部広域圏の商業活動は米子市を中心に展開されており、圏域内の小売店数の62%、年間商品販売額の74%が米子市に集中しています。また、本町は、米子市に隣接し時間的にも近いことに加え、相次ぐ大型店の新規出店や増床により、ほとんどの購買力が米子市に吸収されています。このため町内の商店はほとんどが小規模で、1店舗あたりの年間商品販売額は県平均の2

	<p>工業は誘致企業に大きく負っていますが、企業すべてが製造業であり多様な雇用需要への対応のためにはハイテク産業を中心とする優良業種の導入が必要となっています。綿密な誘致計画とそれに基づいた工業用地の造成が必要となっています。一方、既存の町内企業には零細なものが多く、経営基盤の強化等の体質改善を進める必要があります。</p>	<p>3%にとどまっています。しかし、快適な生活環境を実現するためには、ある程度の商業機能は不可欠であります。今後共同経営事業や集合店舗化などの経営努力や工夫を行い、安定経営の基盤をすることにより、消費者ニーズに対応した、まちづくりの一環としての地域密着型の商店作りを目指す必要があります。そのためには、商工会等を中心に経営指導の充実・強化を図り、積極的経営の普及・実現に努める必要があります。</p>
<p>地域資源</p>	<p>ゆとり、豊かさの志向の高まりなどに伴って、画一的なものから個性的・創造的なニーズが多様化しています。また、交流人口の増大は地域の活性化、地域経済への波及効果など地域振興の重要な産業として期待されています。観光資源としては、豊かな自然環境、歴史的・文化的資源など数多くありますが、中でも「さくら」「一式飾り」「緑水湖」は、有名なものの、連携が取れていないのが現状です。また、来訪者は通過型であり、地域経済への効果が薄くこれを高めるために連携を図りながら滞在型・交流型への転換が求められています。</p>	<p>「とっとり花回廊」の集客圏は関西・中国・四国等、西日本地域がターゲットになっており、本町も「とっとり花回廊」への来園者に対して本町のPRをおこなうことで、本町への入り込み客の増加を図ると共に、会見町・溝口町・岸本町で経営する「特産センター野の花」を有効活用する必要があります。山頂の豊かな自然で育った生鮮野菜、特産品を販売することにより、地域の素晴らしさを来園者に紹介することができると考えています。また、本町には日本書紀・古事記神話伝承の手間山や山陰最大級の殿山古墳等貴重な文化遺産が、数多くあり、大山の眺望と始めとする自然景観に恵まれ、観光資源として有望な地域資源が数多くあります。さらに、富有柿・二十世紀梨等の特産と、こうした資源と入り込み客とを結びつける施策が、重要となり、そのためには民間活力の導入等も含め、早急に取り組む必要があります。</p>

<p>その他</p>	<p>主な公共的建物として、「祐生出会いの館」、カントリーパーク(運動公園)、総合福祉センター(しあわせ)、西伯病院、健康管理センター(すこやか)、有楽苑、プラザ西伯、ふるさと交流センター、自然休養村管理センター「緑水園」、森林公園、オートキャンプ場がある。</p>	<p>主な公共的建物として、総合福祉センター、会見ドーム、野球場、トレーニングセンター、農産物加工施設(えぶろん)、無菌培養施設、などがある。その他に鳥取県立フラワーパーク・特産センター「野の花」がある。</p>
<p>基本方針</p>	<p>(基本理念)すべての住民が健康で幸福感を実感できる町を目指し、住民一人ひとりが尊重され、緑豊かな美しい自然と人情味あふれる地域社会・歴史・文化を継承しながら地域の特性を活かし、将来にわたり発展する「さいはく」の実現を基本理念とします。</p>	<p>現在の会見町は、これまで先人が英知を結集し、心血を注いで営々として築きあげたものであり、私たちはこれをさらに高め、後世に引き継いでゆかなければなりません。まちづくりの原点は町民であり、町民一人一人が会見町に住んでいることに喜びと誇りを感じ、心の豊かさと幸せを実感できる町に、みんなで創りあげていくことが基本となります。本町は、その恵まれた自然環境や景観、地域特性を生かし、町民一人一人が心豊かで生き生きとした生活を生涯にわたって、送ることのできるまちづくりの実現を理念として、計画的なまちづくりを推進してゆきます。</p>
<p>特色ある 取り組み</p>	<p>金婚記念事業 子供週末活動支援事業 リサイクル奨励金交付事業 定住促進奨励金交付事業 チャイルドシート助成事業 プレミアム商品券発行 出産祝い事業</p>	<p>会見町まつり(柿の種飛ばし) 中学校海外研修旅行 農産物加工施設を利用した地産地消 無菌培養施設を利用した特産品開発 生涯学習のまちづくり</p>

	工場設置奨励金交付事業	
基本目標	<p>まちづくりの基本理念に基づき、町の活力をさらに発展させ、豊かな地域社会を実現するために、基本目標を次のとおりとします。</p> <p>『人と自然文化の触れ合う「田園文化都市」さいはく』 この構想が目指す「田園文化都市」とは、恵み豊かな自然環境の中で、環境に配慮し調和の取れた産業基盤が整い、躍動感あふれる活発な交流が進み、心豊かな人が安心して暮らせる地域社会です。基本目標を達成するために、次の6項目の課題を設定します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1．自然と調和したまちづくり</li> <li>2．心豊かな人が育つまちづくり</li> <li>3．安らぎあるまちづくり</li> <li>4．活力あるまちづくり</li> <li>5．交流連携のまちづくり</li> <li>6．みんなで進めるまちづくり</li> </ol>	<p>まちづくりの基本理念を踏まえ、この基本構想が目指す21世紀の会見町の将来像を次のように定めます。</p> <p>『みどりと豊かな心が響き合う町あいみ』町の将来像を実現するために、三つの基本目標を設定し、この目標のもとに具体的な施策を展開します。</p> <p>基本目標</p> <p>【自然と調和による、快適な生活環境のまちづくり】 緑豊かな自然環境のなかで、農村の魅力あふれる人情と景観を保ちながら、安全で快適な生活基盤が整い、都市的機能おも兼ね備えたすみよい地域社会作りを目指します。</p> <p>【心の豊かさとやさしさが通い合うまちづくり】 自然や家族や地域住民とのふれあいの中で、一人一人を大切に、生涯にわたって健康で、この町に生きることに「喜び」と「誇り」と「生きがい」を感じることでできる地域社会作りをめざします。</p> <p>【歴史と文化を育み、ふれあいのある町づくり】 本町固有の歴史のある文化を守り伝えながら、国内外との活発な活動を通じて、さまざまな分野で新しい価値や文化を創造することのできる地域環境作りを目指します。</p>